

保育内容・健康における教育内容の検討（1）

事例研究：健康問題に関する学生の意識について

山本章雄

YAMAMOTO Aki o

激しく変化を続ける現代社会においては、人が人間らしく健康に生活することが大変難しくなりつつある。それは、情報化社会の進展、息苦しくなる人間関係、少子高齢化といった社会構造の変化など多様な要因が招いているものである。このような激変の影響は、大人より弱者である幼年期の子ども達に大きく、心身の健康を維持することは喫緊の課題となっている。

本研究では、幼児教育を目指す学生に効果的な「健康」教育を実施するにはどのような授業内容が適切であるかを検討するため、子ども達の健康問題に関する意識調査を学生に実施し、この内容と幼稚園教育要領等に示された健康教育指針との差異の検証を行った。

その結果、学生の問題意識は「健康」を維持増進するための3大要素「食事」「運動」「睡眠」には向けられているが、「心の育み」「危機管理」等に対しては希薄であることが示され、授業内容を検討する上での資料が得られた。

キーワード：保育内容「健康」、教育内容、健康問題、学生意識

1. はじめに

日本に於ける最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引きである「保育要領・幼児教育の手引き」は、1948年（昭和23年）に当時の文部省から刊行され、「幼稚園教育要領」の前身として幼稚園教育の基準となっていた。ここでは、幼児期の発達特性、生活指導、生活環境等について解説されており、保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目（見学・リズム・休息・自由遊び・音楽・お話・絵画・製作・自然観察・ごっこ遊び等・健康保育・年中行事）に分けて示している。健康保育の項目では、幼児の健康を保ち、十分な発育をとげさせるため生活全般にわたる細かな配慮が必要であると記載され「健康記録」「環境」「運動」「休息」「生活習慣」「栄養」「疾病の予防と早期発見」「ワクチン注射」の8項目が記載されている。1956年（昭和31年）には教育課程の大綱化を

図る観点、また、幼稚園の教育課程を学校教育法が掲げる目的・目標に従つたものとするため「幼稚園教育要領」の改訂が行われ、教育内容を「望ましい経験」として示し、初めて6つの「領域」（健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作）に整理分類された。また、この時の「幼稚園教育要領」は、保育所や家庭における「保育の手引き」といった役割を分離し、幼稚園の教育課程に特化されたものでもあった。領域「健康」では「健康生活のためのよい習慣をつける。」として、清潔・食事・排便・衣服・運動・休息が挙げられ、「いろいろな運動や遊びをする。」「伝染病やその他の病気にかかるないようにする。」「設備や用具をたいせつに扱い、じょうずに使う。」「けがをしないようにする。」等も望ましい経験として記載されている。

1964年（昭和39年）の「幼稚園教育要領」改訂では、幼稚園教育の独自性が一層明確化し、小学校・中学校・高等学校と同様に教育課程の一環としての位置づけが確立され、6領域の効果的な指導を行うため、

調和のとれた発展的、組織的な指導計画を作成するための「指導および指導計画作成上の留意事項」が第3章として盛り込まれた。この時の領域「健康」には「望ましいねらい」として、「健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。」(内容10項目)「いろいろな運動に興味をもち、進んで行うようにする。」(内容9項目)「安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。」(内容5項目)に加え、指導にあたって留意する事項がア～エ(4項目)として示されている。

1989年(平成元年)の改訂では、幼稚園教育の基本を明示することにより社会の共通理解を得る、また、社会の変化に適切に対応できるよう重視項目を明らかにすることを基本理念とし、6領域であった教育内容が5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)に改変された。また、各領域に達成目標である「ねらい」(15項目)および指導事項である「内容」(47項目)が記載され整理が行われている。「健康」における「ねらい」は「心情：明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。」「意欲：自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」「態度：健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。」の3つが示され、「内容」には、「1、先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。」「2、いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。」「3、進んで外で遊ぶ。」「4、様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。」「5、健康な生活リズムを身に付ける。」「6、身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な行動を自分でする。」「7、幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。」「8、自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。」「9、危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」の9項目が記載されている。また、内容の取り扱いとして4項目が留意事項として付記されている。

このように日本における幼児教育の要領・指針は、社会の要請や幼児教育理念の変化とともに、発展的な変遷を経過しており、現在では幼児保育・幼児教育を受け持つ「幼稚園」「保育所」「幼保連携型認定こども園」等に対し、以下の3つの要領・指針が示され、これに基づく幼児教育(施設運用)が実施されている。

1、「幼稚園教育要領」

(2018年・平成30年2月：文部科学省)

2、「保育所保育指針」

(2018年・平成30年2月：厚生労働省)

3、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
(2018年・平成30年3月：内閣府・文部科学省・厚生労働省)

幼児教育者を目指す学生達への教育を実施するに於いては、これら「要領」「指針」に記載された内容を充分に理解し、これに沿ったカリキュラムを構築し、授業内容を決定することが必定の条件であり、これらの

「要領」「指針」は、将来現場を支える力量を持った幼児教育者育成のため、また、こども達のための幼児教育者を育てるための重要な羅針盤であると言える。

また、保育内容「健康」の教育においても、幼児教育者としての業務を適切かつ効果的に実施するため、歴史的な経過を踏まえ今日的課題に即した「健康教育」を行うために、これら「要領」「指針」に記載された内容を十分に認識し、記載された項目に添って授業を実施することが強く求められている。

一方、授業の実施にあたっては学習の当事者である受講学生が「健康」についての情報や認識をどのように持ち合わせているか、特に、幼児教育者養成という授業目的の観点で考えた場合、子どもの健康問題に関する知識、情報、経験、認識を学生がどの程度持っているのかを理解し、これに基づき、上記「要領」「指針」の内容と比較検討を行うことにより、授業内容を吟味し、話題のレベルを設定することが、対象者に応じた有効性を持った授業を組み立てる上で大変重要な事柄になっていると言える。このことは、佐藤ら(2017)の行った「保育内容健康に関する既存知識の分析」でも明らかにされており、授業を受講する学生が「健康」に関しての既存知識をどのような傾向で、どの程度保有しているかを踏まえ、授業の展開を検討して行くことの有用性が示されている。

今回の実践研究では上記のような認識の基づき、「要領」「指針」に記載されている「健康」に関する事柄を総て抽出し、文章として重複する部分、また、意味内容として重複する部分等をまとめ、簡易な箇条書きとすることにより、授業において学生に学習させるべき事柄として、幼児に対して「教育すべき項目」と幼児教育者として「対応すべき事項」の2種別に整理した。

また、受講学生の「子どもたちの健康問題」に関する意識については、質問紙によって調査し、「教育すべき項目」「対応すべき事項」との比較を行うとともに、

個別の事例として「なぜそのように意識するのか」についても検討することにより、学生の意識実態の把握を行い、今後の授業内容構築に向けての資料とした。

2. 方 法

I、学生の教育すべき事項の抽出および整理

幼児教育者育成の観点より、授業の内容として取り入れるべき「健康」に関する事項を「教育すべき項目」および「対応すべき事項」として整理するため、3つの「要領」「指針」の中で下記の部分に記載されている「健康」に関する事柄を網羅的に精査し抽出した。また、抽出された事項で文章表現が同じである部分は「要領」「指針」の間で統合し、同一事項として列記した。

【 内容抽出の対象とした要領・指針 】

「幼稚園教育要領」第2章

第2節・1、心身の健康に関する領域「健康」

「保育所保育指針」第2章

- 1, 乳児保育に関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
- 2, 1歳以上3歳未満児の保育と関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」
- 3, 3歳児以上児の保育に関するねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」

「保育所保育指針」第3章

健康および安全

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第2章

- 1, 第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 2, 各視点に示す事項（1）身体発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
- 2, 第3節 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらいおよび内容 2, 各領域に示す事項（1）心身の健康に関する領域「健康」
- 3, 第4節 満3歳以上の園児の教育及び包囲区に関するねらい及び内容 2, 各領域に示す事項（1）心身の健康に関する領域「健康」

「幼保連携型認定こども園教育・保育指針」第3章

健康および安全

【 「健康」に関する記載内容 】

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の領域「健康」において「内容」として示されている事項。

- 1) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- 2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- 3) 進んで戸外で遊ぶ。
- 4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- 5) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と一緒に食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- 6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- 7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- 8) 幼稚園（保育所・幼保連携型認定こども園）における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- 9) 自分の健康に关心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- 10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の領域「健康」において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児（子ども・園児）が教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようすること。
- 2) 様々な遊びの中で、幼児（子ども・園児）が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようになること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調節するようになること。
- 3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことによ

り、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児（子ども・園児）の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児（子ども・園児）の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

- 4) 健康な心とからだを育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児（子ども・園児）の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようによること。
- 5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児（子ども・園児）の自立心を育て、幼児（子ども・園児）が他の幼児（子ども・園児）と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身につけ、次第に見通しをもって行動できるようによること。
- 6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びとを通じて安全についての構えを身につけ、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めようによること。また、交通安全の習慣を身に付けようとするとともに、避難訓練などを通じて、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようによること。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の領域「健康」等において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭）等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- 2) 食事や午睡、遊びと休息など、保育所（幼保連携型子ども園）における生活のリズムが形成される。
- 3) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- 4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- 5) 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- 6) 保育士（保育教諭）等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。
- 7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるように

なる。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の領域「健康」等において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子ども（園児）の気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようによること。
- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようによること。なお、食物アレルギーのある子ども（園児）への対応については、嘱託医（学校医）等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- 3) 排泄習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようによること。
- 4) 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子ども（園児）が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようによること。

「保育所保育指針」（乳幼児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭等）の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- 2) 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- 3) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。

-
- 4) 一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
 - 5) おむつ交換や衣服の着脱などを通して、清潔になることの心地よさを感じる。

「保育所保育指針」(乳幼児)「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自らが体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようになるとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等(学校医等)の指示や協力の下に適切に対応すること。

「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の第3章「健康及び安全」に示されている事項。

- 1, 健康状態や発育及び発達の状態の把握
 - (1) 子ども(園児)の心身の状態に応じて保育するために、子ども(園児)の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
 - (2) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に子ども(園児)の状況を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医(学校医)と相談するなど適切な対応を図ること。
 - (3) 子ども(園児)の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係団体と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐

待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通報し、適切な対応を図ること。

2, 健康増進

- (1) 子ども(園児)の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子ども(園児)の健康の保持及び増進に努めてゆくこと。
- (2) 子ども(園児)の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医(学校医)等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子ども(園児)の状態を理解し、日常生活に活用出来るようにすること。

3, 疾病等への対応

- (1) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子ども(園児)の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医(学校医)や子ども(園児)のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。
- (2) 感染症やその他の疾病発生予防に努め、その発生の疑いがある場合は、必要に応じて嘱託医(学校医)、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し予防についての協力を求める。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。
- (3) アレルギー疾患有する子ども(園児)の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。
- (4) 子ども(園児)の疾病等の事態に備え、医務室を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

4, 食育の推進

- (1) 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- (2) 子ども(園児)が生活と遊びの中で、意欲を

もって食に関わる体験を積み重ね、食べるとの楽しみ、食事を楽しみ合う子ども（園児）に成長してゆくことを期待するものであること。

- (3) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
- (4) 自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つよう、子ども（園児）と調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- (5) 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取り組みが進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように務めること。
- (6) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども（園児）など、一人一人の子ども（園児）の心身の状態等に応じ、嘱託医（学校医）、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

5. 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。
- (2) 施設内外の適切な環境の維持に務めるとともに、子ども（園児）及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。
- (3) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に務め、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (4) 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動、水遊び、食事中の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子ども（園児）の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

- (5) 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子ども（園児）の精神保健面における対応に留意すること。

6. 防災への備え

- (1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- (2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に務めること。
- (3) 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- (4) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。
- (5) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子ども（園児）の引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に務め、連絡体制や引き渡し方法等について確認をしておくこと。
- (6) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう務めること。
- (7) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行う工夫をすること。

以上の手続きにより抽出、整理された「健康」に関する事項（全37項目）「健康及び安全」に関する事項（全24項目）を、意味内容を吟味することにより簡易化、箇条化し、以下の「幼児に対して教育すべき事項」（18箇条）、「幼児教育者として対応すべき事項」（12箇条）にまとめた。

◎ 「幼児に対して教育すべき事項」

- 1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
- 2, 先生や友達との触れ合い
- 3, 遊びの中での十分な体の動き
- 4, お座り、はいはいなど自分からの動き
- 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ
- 6, 食べることを楽しみ興味を持つ

-
- 7, 自分で食べることができる
 - 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め
 - 9, 自主的な生活のリズムづくり
 - 10, 睡眠・午睡・休息などのリズム形成
 - 11, 衣服の着脱が行える
 - 12, 排便への慣れ、自分での排泄
 - 13, 身の回りの清潔と心地よさ
 - 14, 自分達の生活の場を整える
 - 15, 見通しを持って行動する
 - 16, 病気の予防など必要な活動を行う
 - 17, 危険な場所、危険な遊びを知る
 - 18, 防災時の対応など安全について知る

◎ 「幼児教育者として対応すべき事項」

- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応
- 3, 虐待の疑い等への対応
- 4, 健康増進計画・健康診断の立案
- 5, 感染症の予防・発生時の対応
- 6, アレルギー疾患への対応
- 7, 医務室、救急用品の常備と管理
- 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定
- 9, 施設の環境整備と衛生管理
- 10, 事故防止対策および発生時の対応策
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携

II、学生への「子どもの健康問題」に関する調査

学生の「子どもの健康問題」に関する意識の状況を知るため、「保育内容・健康Ⅰ」（幼児教育学科・専門教育科目）を受講している学生に対し、自由記述方式でのアンケート調査を実施した。

- 1, 期間：令和元年7月26日～29日
- 2, 対象：K短期大学「保育内容・健康Ⅰ」履修学生
- 3, 人数：55名（すべて女性）
- 4, 方法：質問に関する自由記述方式
- 5, 質問内容：

『子ども（幼児期）が「健康な生活を送る」上で、現在問題となっていると考える事柄をあげ、

これをどのように解決したら良いかについて、あなたの意見を記載して下さい。』

III、記述内容の集計方法および処理

- ① 学生の自由記述の中で、健康への問題意識を表す中核的な「単語」を選定し、「教育すべき事項」また、「対応すべき事項」に記載されている「単語」と合致するものを、該事項の意見出現数としてカウントした。
- ② 文章内容を精査し「教育すべき事項」また、「対応すべき事項」と「単語」としては合致しないが、意味内容として同一と判断できるものは、当該事項の意見出現数としてカウントした。
- ③ 自由記述であるため、同一人が多数の「事項」にわたる意見記載をしていることを想定し、上げられた意見すべてを各事項での意見出現数としてカウントを行った。
- ④ 「教育すべき項目」「対応すべき項目」とは合致しないが、特に重要であると考えられた学生の自由記述については、別途抽出し考察の最後に参考として記載し、今後の参考とした。
- ⑤ 今回の研究では、学生の「子どもの健康問題」に対する意識の視点およびその理由を調べることを目的としたため、同時に記載を求めた「解決への意見」については取り扱わないこととした。

上記⑤の取り扱いについては、今後の研究課題とし、保育内容・健康における教育内容の検討（2）などで検討を進めて行くこととする。

3. 結 果

「教育要領」「保育指針」などより抽出し、箇条化された「幼児に対して教育すべき事項」および「幼児教育者として対応すべき事項」に合致する学生の意見出現数は、表1および表2に示す通りであった。

4. 考 察

表1 教育すべき事項の意見出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する	0 (0. 0%)	
2,	先生や友達との触れ合い	5 (6. 3%)	
3,	遊びの中での十分な体の動き	1 2 (1 5. 2%)	
4,	お座り、はいはいなど自分からの動き	0 (0. 0%)	
5,	戸外で自然と親しみ遊ぶ	1 1 (1 4. 0%)	
6,	食べることを楽しみ興味を持つ	1 8 (2 2. 8%)	
7,	自分で食べることができる	2 (2. 5%)	
8,	個人差に応じた授乳・離乳の進め	0 (0. 0%)	
9,	自主的な生活のリズムづくり	1 5 (1 9. 0%)	
1 0,	睡眠・午睡・休息などのリズム形成	1 6 (2 0. 2%)	
1 1,	衣服の着脱が行える	0 (0. 0%)	
1 2,	排便への慣れ、自分での排泄	0 (0. 0%)	
1 3,	身の回りの清潔と心地よさ	0 (0. 0%)	
1 4,	自分達の生活の場を整える	0 (0. 0%)	
1 5,	見通しを持って行動する	0 (0. 0%)	
1 6,	病気の予防など必要な活動を行う	0 (0. 0%)	
1 7,	危険な場所、危険な遊びを知る	0 (0. 0%)	
1 8,	防災時の対応など安全について知る	0 (0. 0%)	
合 計		7 9 (1 0 0. 0%)	

表2 対応すべき事項の意見出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	幼児の定期的・継続的な健康の把握	0 (0. 0%)	
2,	疾病・体調不良・傷害への対応	1 (3. 6%)	
3,	虐待の疑い等への対応	2 (7. 1%)	
4,	健康増進計画・健康診断の立案	0 (0. 0%)	
5,	感染症の予防・発生時の対応	0 (0. 0%)	
6,	アレルギー疾患への対応	1 (3. 6%)	
7,	医務室、救急用品の常備と管理	0 (0. 0%)	
8,	食育の目標設定・環境整備と計画策定	2 1 (7 5. 0%)	
9,	施設の環境整備と衛生管理	2 (7. 1%)	
1 0,	事故防止対策および発生時の対応策	1 (3. 6%)	
1 1,	防災に向けての施設・備品・計画整備	0 (0. 0%)	
1 2,	避難訓練における保護者・地域との連携	0 (0. 0%)	
合 計		2 8 (1 0 0. 0%)	

結果に示された内容の考察は、幼児に対して「教育すべき事項」表1、幼児教育者として「対応すべき事項」表2の順に行い、それぞれについて先ず全体的傾向を分析し、次いで個別事項の記載内容の検討を行い、最後に全体の問題意識に共通する背景についての検証を事例的な方法により進めた。

表1に示された結果を見ると、事項6、食べることを楽しみ興味を持つ（出現数18）、事項10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成（出現数16）、事項9、自主的な生活のリズムづくり（出現数15）、事項3、遊びの中での十分な体の動き（出現数12）、事項5、戸外で自然と親しみ遊ぶ（出現数11）の5項目で意見出現数が10を越えており、これらの事項における問題の取り扱いが、子どもの健康にとって重要であるとの認識が、全体の20%程度の学生にあることが確認できた。また、これらの事項の内容は、「健康」を維持増進するため必要とされる3大要因「栄養（食事）」「運動（遊び）」「休養（睡眠）」に関わるもの、また、その要因全体のリズム、バランスについて記載されたものであることより、学生は幼児の「健康」教育において、これらの3大要因が大切な課題であると考えていることが示された。

一方、この5項目以外を見ると、事項2、先生や友達との触れ合い（出現数5）、事項7、自分で食べができる（出現数2）以外の11事項では出現数が0となっており、学生の問題意識が幼児の「健康」づくり全般、細部にまでは及んでいないことが明確となった。特に、最近社会問題となり、マスメディアなどでも取り扱いが多くなっている「温かい人間関係による心の育み」（項目1, 2）「防災や事故防止といった危機管理」（項目17, 18）といった事項についての学生の意識が希薄であることが明白になり、授業においては、こうした事項を積極的に学習して行くことが必要であることが示唆された。

個別の事項における記載内容を検討すると、項目6、食べることを楽しみ興味を持つ、の内容として、

『栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における瘦身など問題が多様化、深刻化しており生涯のにわたる健康への影響が懸念される。』

『最近は、ファストフードで毎回の食事を済ませたり、野菜が全く使われていない食事が続いたりしており、愛情、愛着のこもった伝統料理がなくなってきている。』

などの意見が見られ、健康の維持増進を担保すべきする食生活において多様な問題があることを、学生が幅広く認識していることが認められた。

項目、3、遊びの中での十分な体の動き、項目、5、戸外で自然と親しみ遊ぶ、における記載には、

『テレビゲームやスマホゲームなどばかりしている子どもが多く、外に出て日光を浴びて、元気に走り回ることがなくなっている。』

『地球温暖化の影響で夏の気温が高くなり、そのためこども達がなかなか外で遊ぶことが出来ず、運動不足になり、筋力の低下が進んでいる。』

『世の中が進化する中で、こども達が安全に安心して遊べる場所が減ってきており、また、遊ぶ時間も減少してきている。』

と言った考えが記載されており、この項目においても、学生の幅広い認識が認められた。

項目10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成、における記載では、

『現代のこども達は、生活習慣の乱れから就寝時間が22時を超えており、睡眠時間が少なくなり、健康に問題が出てきている。』

『寝る時間が遅いと言われています。それは、テレビを夜遅くまで見たり、ゲームに熱中したりするためであると考えられる。』

など、問題意識の根拠が記載されており、健康問題を引き起こす社会の現状について、学生が一定の把握をしていることが認められた。

次に、問題意識の全体に共通する背景を検証するため、個別の記載を見ると、次のような内容を確認することができた。

『子どもが健康な生活を送る上での問題は、生活習慣乱れであると考える。それは、共稼ぎによるもので、夜遅くまで働いた両親の夕食は遅く、風呂も遅くなり、就寝時間も遅くなってしまう。これは、朝の起床にも影響し、生活リズムの悪循環となる。』

『夜中の遅い時間まで、親が子どもを連れ出し歩いている場面が多くあり、問題であると思う。睡眠は子どもにとって大切であり、学習能力、発育、成長にも影響を与えている。』

『毒親と言う言葉を耳にすることがある。いろいろな意味で使われているが、子どもに適切な食事を与えないこともその一つで、育ち盛りの子どもに忙しいことを理由に美味しい食事を与えないことは非常に酷で

ある。』

これらの記述は、それぞれの問題意識の焦点は違っているが、その背景として挙げている事由は同一であり、子ども達を育てる「親」「家庭」の有り様に疑問を呈しているものである。こうした意見は、子ども達への「健康」教育は幼稚園、保育園の範囲だけで行えるものではなく、地域、家庭との連携が重要であるとする「要領」「指針」にも合致しており、授業においても、学生のこうした意識、考えを一層充実させ、具体的にどのように連携を図ることが出来るか等の手法・手段についても触れてゆくことが重要であることを示しているものと考えられる。一方、こうした意見が、他者批判の域に止まり、幼児教育者が責任回避をするための理由付け、他者への責任転嫁に陥らないよう、学生を指導する必要があることを暗に示しているとも解釈でき、様々な点での留意が必要であることを示唆している。

表2に示された結果を見ると、事項8、食育の目標設定・環境整備と計画策定（出現数21）に意見が集中しており、表1での結果と同様に、幼児教育者が対応すべき事項においても、食事に関する事柄が大変重要であるとする学生の意向が示されたと言える。こうした傾向は、「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の第3章「健康及び安全」の中で食育の推進が6項目にわたって述べられ、重視されていることと同様であり、学生の指導においても大切にすべき事柄であると考えられる。しかし、その他の事項においての学生の意識は低く、事項3、虐待の疑い等への対応（出現数2）、事項9、施設の環境整備と衛生管理（出現数2）、事項6、アレルギー疾患への対応（出現数1）、事項10、事故防止対策および発生時の対応策（出現数1）において若干の問題意識が見受けられるのみで、他の6事項においての出現数は0であった。これは、今回のアンケートにおける質問を、子どもの健康問題として提出したため、幼児教育者自身が子どもの健康問題にどのように対処するかの問題については回答の必要性を感じず、上記のような結果となったことも考えられ、今後の研究課題として認識する必要がある。

個別の事項における記載内容を検討すると、項目3、虐待の疑い等への対応、への意見として、

『私は目の前で子どもを何度も蹴る親を見たことが

ある。周りが見守り、困っていることがあれば気軽に援助できることが大切で、地域の思いやりがあれば、親もすぐに悩みをうち明けられる。それを踏まえて、少しでもおかしかったら児童相談所へ連絡することが大切だ。』

といったものがあり、こうした問題の深刻さの認識および的確な対応方法の理解があることが示されている。

項目9、施設の環境整備と衛生管理、での意見では、

『保育所給食による食中毒は依然として多い。アレルギー対策やおやつ提供など複数回の調理を行うことを考えると、きめ細かな衛生管理が必要とされているが、調理施設の狭さ、人員不足への対応が難しくなっている。』

が記載されており、この事項でも衛生管理の重要さと、内包している問題が明確に意識されていた。

なお、幼児教育者が対応すべき事項での、問題意識の全体に共通する背景の検証は、記載件数が少なく、また、検証の対象となる意見も少なかったため、ここでの考察は見合わせることとする。

最後に、今回の研究において「幼児に対して教育すべき事項」「幼児教育者として対応すべき事項」には取り上げなかつた事柄ではあるが、学生が自由記述に記載した内容で留意しておくべき事項がいくつかあったので、ここに列挙する。

A、子どもの貧困問題

貧困を抱える家庭や子どもへの支援策を、健康の面からも考える必要がある。

B、受動喫煙の問題

子どもは体が小さく、機能も未熟なため喫煙の影響を受けやすく対策が必要。

以上の考察より以下の4項目が明らかとなり、今後の授業内容を検討するまでの資料を得ることができた。

- ① 学生の問題意識は「健康」を維持増進するための3大要素「食事」「運動」「睡眠」に多く向けられている。
- ② その他、「心の育み」「危機管理」等に対しての問題意識は希薄である。
- ③ 各種の問題の背景として「親」「家庭」の影響があることを認識している。

- ④ 幼児教育者として「食育」の目標設定、環境整備、計画策定への対応が必要であることを強く感じている。

5. 引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省編「幼稚園教育要領解説」フレーベル館, 2018, pp. 136-156.
- 2) 厚生労働省編「保育所保育指針解説」フレーベル館, 2018, pp. 134-143, pp. 191-21, pp303-341.
- 3) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編「幼保連携型こども園教育・保育要領解説」フレーベル館 2018, pp115-161, pp176-184, pp219-235, pp308-337.
- 4) 入江慶他太, 萩野真知子, 萩田聰子, 岡田恵子, 松本優作, 後藤大輔「幼稚園教育要領改訂に伴う保育内容領域「健康」に求められる授業内容に関する一考察—新しい教職課程におけるモデルカリキュラムとの比較を通して—」川崎医療短期大学紀要, No. 38, 2018, pp85-89.
- 5) 佐藤晶子「保育専攻大生の保育内容「健康」に関する既有知識の分析」駒沢女子短期大学研究 Vol. 50, 2017, pp55-62.
- 6) 清水洋生「幼稚園教育要領における教育内容の変遷—領域「健康」を中心に—」新島学園短期大学紀要, No. 38, 2017, pp. 43-53.
- 7) 清水洋生「幼稚園教育要領における領域「健康」の変遷—保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して—」淑徳大学短期大学部研究紀要 No. 56, 2017, pp. 81-97.
- 8) 長谷秀揮「子どもの生活と保育内容「健康」についての一考察—幼児の生活と遊びの各場面に着目して—」四条畷学園短期大学紀要 No. 50, 2017, pp9-19.

-
- 9) 長谷秀揮「保育内容領域「健康」と「幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿」との繋がりについての一考察—げんたいの子どもの生活と遊びの実状に着目して—」四条畷学園短期大学紀要, No. 51, 2018, pp1-10.

(令和2年1月16日:投稿)

ピアスーパーバイザーからのコメント

本論文は保育を目指す学生への子どもの健康問題に関する意識調査についてである。学生が子どもの健康問題について、どのようなことを意識できているか、またどのようなことを意識できていないかをこの研究で知ることができた。意識できていないことも子どもの生活にとって必要不可欠なことである。例えば排泄、安全管理など多くのことを重要視せず保育現場に出てしまうことで、子どもへの対応も不十分になるのではないか、また本論文でもあるように、保護者や他者への責任転嫁につながるのではないかと懸念される。しかしこの研究で意識できていないことが明確になり今後に反映されることで、多くの知識を得た学生が保育者として活躍できると期待される。

(担当:田中 麻紀子)